

会 議 録

会議の名称	令和元年度 飯塚市自然環境保全対策審議会（第1回）
開催日時	令和元年5月8日（水）
開催場所	飯塚市役所本庁2階 多目的ホール
出席委員	馬奈木委員、河委員、吉田委員、菅野委員、平嶋委員
欠席委員	高倉委員
事務局職員	永岡部長、井上課長、福澤課長補佐、田中
オブザーバー	なし
会議内容	<p>1 開会あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>（1）飯塚市自然環境保全条例に基づく見解について</p> <p>平成31年4月3日から4月15日までに提出された飯塚市自然環境保全条例に基づく見解に対する意見について説明を行う。事業者毎の意見件数と項目件数を報告。事前配布済みの資料のため、詳細については割愛する。</p> <p>① 日本エネルギー総合システム株式会社について</p> <p>【議長】</p> <p>事前に各委員より意見が出されているため、それぞれ説明をお願いします。</p> <p>【委員】</p> <p>事業者の見解に「第三者に損害を与えた場合は法令に則り・・・」とあるが、具体的に損害補償方法についても明記すべきではないかと考える。同じく見解のなかで「原則として事業者が責任を負う」とあるが、どのような場合に原則を外れるのかを例示したほうが良い。</p> <p>また、今回の意見のところで、「地質の専門家に現地を見ていただいたところ」とある部分は、科学的根拠を審議会に提示しようとしているように受け取れるため、そのデータなどの資料があったほうが良いと思った。</p> <p>【委員】</p> <p>温度上昇について、反射光による温度上昇だけでなく、発電による気温の変化についての説明がされていない。すでに設置されている同規模のソーラー事業において発電時の気温変化を計測した数値を示すべきだと思う。事業者としてその資料を示すことで、住民もより安心するのではないか。</p> <p>損害補償について、見解のなかでは誠実に遂行すると書かれてあるが、</p>

災害発生時に具体的に何が行われるのか分からない。そのため、担当部署、タイムスケジュール、補償の流れのガイドライン等を事業者が策定して示すべきと考える。

【議長】

見解に対する意見としては、やはり調整池についての意見、不安が多くあるようだが、調整池設置前後の比較というのは当然やってほしいと思う。これに関しては、市のほうの土木担当部署などの意見は何かあるのか。

【事務局回答】

今のところ、土木担当部署等からの意見はない。

【議長】

調整池の件については、ぜひもう一度、業者のほうへ回答をお願いするということで良いか。やはり聞きたい内容である。

【委員】

業者もそうだが、県の考え方や基準がきちんと示されていないと分からない部分がある。30年雨量等々を基にして調整池が造られる計画になっているようだが、30年雨量がどうなのか。これは、どの事業にも引っかかっているように思える。調整池の容量だとか、余水吐きから吐くとなっているが余水吐きもどういうものなのか。それと下流域の河川の問題があったりするのも大事である。そういったところの明確な資料がほしいと思う。

【議長】

今の県のほうの考え方というのは、もちろんあると思うが、たぶん業者の説明は県の基準にあっているよという説明になる。そのため、いずれにしても業者のほうの説明を求めれば、それなりの説明をしてもらえれば理解出来るのではないかと。今までの説明で足りているかどうかというのは私も判断しかねるが、少なくとも住民は分からないと。また、委員の方々ももう少しきちんと説明してほしいなというところであるため、この点についてはぜひ基準を満たしているという部分も含めて説明がほしい。

別の話になるが、例えば、降雨量がどの地点でどれだけあるかというのももちろん問題になるが、私に関わっている長崎のダム事業で、これは100年に1度の降雨量に対応できるためのダムを造るということである。しかし、問題は100年に一度の雨量というのが、例えば1時間当たり何ミリとかいう単位で出てきてもそれだけでは分からない。早い話が1ヵ月全然雨が降らなかったのに、突然1時間当たり何十ミリという雨が降ったという話と、連続10日ほど雨が降っていたということでは全然話が違う。だから、一定の時間当たりでどれだけ雨が降ったのが何年に一度だということとはあまり意味を成さないという議論をしたところ、この

ダムでは9通りの計算をしていた。これまでの実績で、9通りの雨の降り方がありましたと。100年に1度の確率で9通りの雨のうちの1回だけが引かかるという計算結果が出ている。これをどう考えるかということになるが、ここまできると哲学の問題になる。だから一定の雨が降るのを例えば100年に一度だ、10年に一度だと言うが、必ずしも1時間に何ミリ降ったからというだけでは分からないという議論になるのはそのとおりだと思う。そのあたりも含めてきちんと丁寧に説明してほしいということだと理解している。ぜひそれをお願いしたい。

しかし、そうは言っても（調整池が）無いよりはあったほうが良いでしょうと。何も無い時よりも、不十分かもしれないが少なくともあったほうが良いという議論もある。

元々、何も手をつけていない時（開発前）との比較検討について、ぜひ丁寧に答えていただきたいと思う。

【質問】

業者に対する文書等は事務局に任せて良いか。

【事務局回答】

それは事務局で対応する。

【議長】

委員からも出ていた気温の変化について、別途事務所へ寄せられた意見がある。今日は配布していないが、その意見の中で、12.9℃気温が上昇するという指摘があるため、気温上昇についてもぜひ聞いてみたい。

例えば接近したところに建物があって、その建物に反射光が当たる場合は気温が上がるのではないかという素人考えだが、その辺の値を含めて説明をお願いしたいと。何もない空間で発電した場合や対象物がある場合などいろんなケースで温度が変わってこないかどうかの資料がほしいと思う。ということでこれも業者へお尋ねすることとしたい。

あとは、補償の件についても補償までの流れなど具体的な説明をお願いしたい。人に被害を与えた場合、補償するのは当たり前の話だが、問題なのは、その被害の原因が、その施設にあるかどうかという因果関係が一番問題になる。そういうところも含めて、そういう補償を具体的にどう考えているのかの説明がほしいというのは当然だと思うので、ぜひ回答をお願いしたいと思う。

【質問】

あと、今後きちんと説明会を開いてほしい。協議に応じてほしいという意見があり、当然の意見だと思うが、これも応じてもらえるということで良いか。

【事務局回答】

説明会について、条例上の説明会は終わっているが、その後、住民との話し合いもされていると聞いている。もし、話し合い等に応じてもらえ

ないということであれば、市が入り、応じてもらうよう要請はしていきたいと思う。

【議長】

あとは、災害で（パネルが）壊れた場合の意見については、率直に言って抽象的なやりとりにしかならないような気がする。壊れたことで周りに影響を及ぼした場合は、その影響を防止しなければならないということは、法律上確定した義務である。そのため、わざわざ約束させなくても、しなくてはいけないことが決まっている。ただ、災害で壊れるといってもどう壊れるのか分からない。そのため、この問題を聞いても、きちんとやりますという答えにしかならないと思う。

ほかにぜひ聞いておきたいということはありませんか。

【質問】

調整池について、林地開発許可申請の手引きに基づいて基準を満たしているところがあるが、この調整池は他の事業にも関係すると思う。

今は昔では考えられないような雨の降り方をするが、そういう状況のなかでの基準がきちんと書いてあって、それを満たしているという意味なのか。

【議長回答】

基準は一定の想定される雨。基準を超える雨は考えていない。これ以上の雨はないという前提。あるいは、これ以上の雨が降った場合はしようがない。要するに、これはきりがない議論で、絶対に安全だということになる。だから、どこで切りますかということ、その切り方で、30年に1度の雨等の基準が一応ある。この程度の施設であれば30年に1度で、100年に一度までは要求しなくても良いのではないかという議論をしておいて、それでもそれ以上の雨が降ったらどうするのかといったら最後の議論としては、（調整池は）無いよりはあったほうが良いという議論になる。しかし、開発する前と比較してあったほうが良いということになるかというのが必要な議論ではないかということ先程話している。そのため、調整池設置前後の比較はきちんと説明してほしいということである。

【質問】

調整池をもう少し大きくしてほしいというような話し合いは今から出来るのか。

【議長回答】

それは、住民の皆さんの話になってくる。そういう話をしたいということであれば、提案することになる。ただ、くどいようだが、ここでやっている作業は、そういう提案をするにしても住民が一定の判断をしないといけない。その一定の判断をするデータがほしいということ。その資料をきちんと業者に出させて、住民の皆さんが判断出来るようにというの

が、私どものこの条例に基づく説明会だと思っている。説明会というのは、皆さんがきちんと判断できるように、言いつばなしではなく、資料をきちんとつけてということだと理解している。

そのうえで、今の施設をこう変えれば良いとか、補償の問題にしても、これだけの補償は必要だとかいう話しは、住民の皆さんの交渉によるもので、それで合意できるかどうか。できなければさらに抵抗するかどうかというのも住民の皆さんの判断になると思う。少なくともその判断が可能になるような資料はきちんと業者に出してほしいなということ。我々審議会の役割、条例というのはそういうふうにならされているものだと考えている。

私の今の言い方で、事務局のほうで何かあればお願いしたい。

【事務局回答】

今、言われたとおりで良いと思う。見解として不十分な点については事務局を通じて、業者のほうに説明を求めると。その説明に対して、いろいろな交渉があれば、住民が判断し、交渉に臨むということは当然あって良いと思う。しかし、県の許可が下りて工事が流れているなかで、業者のほうがどういう反応をするかというのは別の問題だと思うが、そういう論点で、この審議会を進めながら、事務局を通じて先ずは見解を求めるところが大事ではないかと思う。

【議長】

いずれにしても、調整池は全施設に共通している問題だと思うので、これはそれぞれの施設に回答をお願いしたい。

それでは、日本エネルギー総合システム株式会社については、これでまとめとし、次に合同会社ノーバル・ソーラーに入りたいと思う。

② 合同会社ノーバル・ソーラーについて

【議長】

建築基準が気象条件に合っていないという指摘がある。風速が毎秒 34m で大丈夫ということに対して、今年の台風は 50m あったという指摘で、これはどう考えるかだが、先程も出した話しで安全ならより安全なほうが良いということ。(どこまでお金をかけるのか。どこで切るのかという議論)あとは、調整池はぜひ聞いておきたい。調整池が 2 時間もたないのではないかというような計算も出ているようで、これはぜひ業者にも聞きたいと思うところである。それでは、委員の方々の意見をどうぞ。

【委員】

事業者の見解のなかに、「災害が起きた場合の責任者は職務執行者である・・・」ということで、個人名が書いているが、これは役職を書くべきではないかと思う。また、実際に被害が起きそうな時に責任者が不在の場合は代理者明記が必要。また、地域の方との連絡体制についても明

記すべきである。

次に、同じく見解のなかに、「現在は調整池等の防災設備がなく・・・」とあるが、先ずは何よりも先に防災設備を設置すべきだと思う。

3点目は、調整池の位置が、パネル設置箇所の水を全部そこへ誘導できるのかどうか分からないため、具体的に何%誘導出来るのかということを知りたいと思う。

4点目は、見解のなかに「排水路については、県・市とも協議して最適な案を採用している」とのことだが、今回の意見のなかに、豪雨時には排水出来ないとの記載がある。そのため、豪雨時に排水可能なように河川を管理する自治体と再検討すべきではないかと思う。

【委員】

先程の日本エネルギー総合システム株式会社と同じになるが、調整池設置前後の比較データが必要と思う。

次にパネルの反射光について、資料が1枚ついているだけで、これではよく分からないため、もう少し詳細な資料が必要と思う。また、既に設置されている同規模のソーラー事業において発電時の気温変化を計測した数値を示すべきだと思う。

【委員】

排水の問題について、ホームページを見ると、庄司川の改修について国の許可が下りたとあったが、それを確認したい。

あとは本当に調整池が出来ることで、調整池が無い時におこっていた災害が少なくなるのか確認したい。それによっては、調整池の大きさや位置などが要求としてきちんと示されるのではないかと思う。

【質問】

これまでの委員の話のなかに、行政との関係や協議が必要ではないかという指摘があったが、市としての意見はあるか。

【事務局回答】

委員より先に提出されていた質問について順番に回答する。

- ① ノーバル・ソーラーはいつからどのような工事を開始しているか。
⇒開発許可の条件として防災工事を本工事に先行して施工することとなっているため、4月から水害対策のために沈砂池の工事を行っている。
- ② 住民説明会は終わっているという認識か。
⇒平成30年11月19日に開催した第1回の説明会で条例に基づいた説明会は終了しているが、資料不足もあり、平成31年3月25日に再度説明会を開催している。しかし、その説明会でも質問が全て出来なかった自治会もあるため、再度開催するよう要請している。
- ③ 調整池、または電磁波について被害の科学的根拠がはっきりしていないため、審議会として有識者等の意見を聞く機会はあるか。

⇒審議会が必要と認めるときは関係人と出席を求め、意見を聞くことが出来ると条例のなかにもあるため、審議会が必要とあれば可能と考える。

- ④ 県が許可するにあたっての根拠、条件、その他業者に要望されたことなどを知りたい。

⇒根拠については森林法で、開発行為の許可ということで、第 10 条の 2 に基づいている。許可については、1 点目が災害の防止、2 点目が水害の防止、3 点目が水の確保、4 点目が環境の保全が図られているか、ということが林地開発許可の判断基準となる。また、許可に付された条件としては、9 項目あり、そのいくつかを紹介すると、1 点目は、開発行為は申請書及び添付図書の内容に従い行うこと。2 点目が、防災施設は本工事に先行して施工すること。3 点目が、開発許可の施工中に災害が発生した場合は、適切な処置を講じるとともに遅滞なく知事に届け出ることなどがある。

- ⑤ 庄司川の排水ポンプ運転停止マニュアルとはどんな内容か。

⇒管理が国土交通省遠賀川河川事務所のため、市では分からない。

- ⑥ 庄司川改修が国の予算で認められたのは事実か。

⇒県土木事務所の河川砂防課に確認したところ、年次計画で改修を行なっているため、今年も予算はついている。

- ⑦ 飯塚市としての、今後の見通しを教えてください。

⇒事業の開発許可が下りている以上、工事は進むものと考えており、許可権者である県が許可した事業に対し、市が中止させるものではないが、地域住民の不安を払拭するために説明会の開催などを事業者に求めていきたいと考えている。

別途、風速の件が出ていたが、これについて、事業者を確認したところ瞬間最大風速は 50m あったとしても、建築基準での 34m というのは、50m だから 34m で対応出来ないということではなく、建築基準での測定の仕方ということ。34m というのは、それを超えれば被害が相当であるような風速になっているとのことであった。

調整池の位置についても話が出ていたが、当初の悠悠ホームが計画していたのは、現状をあまり変えずにパネルを置くというものであったが、それよりもより安全に平らにしながらパネルを置いていくという形になっている。今の高低差はだいぶ変わっていき、ある程度平面にしながら水を一定のところに溜めていく計画で進めるとのことであった。

もう 1 点は、河川を管理する自治体と再検討というところだが、部署が違うため、どのような協議がなされていたか分からないが、再検討の必要があれば、話しをしていきたいと思う。

【議長】

やはり、調整池は先程の事業と同じで、設置前後の比較が必要。どの範

囲の水がどう流れてくるのか。調整池に入らない水があるのか。そして、どの程度の雨量まで耐えるのか。それを開発前との比較で示してほしいということをノーバル・ソーラーにもお願いしたいと思う。

そして、温度上昇と補償の話も同様に聞きたい。補償については、事故原因と限度額、また、災害発生時の連絡体制についてもぜひ聞いておきたいと思う。そういうところで、まとめになるが・・・。

【質問】

現在工事がある部分、防災工事とのことで良いか再確認したい。

【事務局回答】

沈砂池を造るために、伐採等がされている。今後、本工事に入る前の防災工事であると聞いている。

補足として、図面には調整池しかないが、調整池を造る前に仮設沈砂池を先ず作ることになる。その後調整池を造り沈砂池は無くなるという流れ。現在は仮設沈砂池と仮設道路を造っている段階で工事に入っている状況である。

【議長】

他には、植林をどこにするのか、除草剤の使用、大型車両出入口の警備員の配置等という問題があるが、これは自治会の皆さんと業者との間で合意に向けて話し合いをするような状況になった時に質問するような内容であると思われる。

ノーバル・ソーラーについては、これでだいたいよろしいか・・・。

【質問】

業者が、開発前後の環境調査をしないといけないと思うが、その部分は市のほうからそういうデータを要請することになるのか。

【議長回答】

誰が聞くか（要請するか）という話しよりも、問題は現状のデータがあるかどうかという話しだと思うが、アセスメントをやっていなくても将来の予測の計算は可能と思う。ただそれが本当かどうかは分からない。同じように現状の計算もできるが、これも現状とあっているかどうかは別である。ただ、それを出させることに意味があるとすれば、審議会の意見として要望することは良いかと思う。

【質問】

もう1点は、地形の問題で、炭鉱跡地なのかどうなのかの意見が結構出されているが、この辺の対応はどうか。

これは、今までのやりとりの中で炭鉱との関係が業者のほうから説明があったのか。坑道は通っていないという見解なのか。そもそもそう議論はしていないのか。

【議長回答】

一番分かりやすいのは、かつて鉱害被害があったかどうか。あれば坑道

が通っているに決まっているが、その辺を住民で誰か分かる方がいるかどうか・・・。

【事務局回答】

前回の見解書のなかで、調整池設置予定地はボーリング調査を実施し、十分な地耐力であることを確認したうえで工事を行うとある。

【議長】

過去に鉱害の補償例があれば良いが・・・。

ボーリング調査については、しますという見解であれば、した結果を尋ねたいと思う。

ノーバル・ソーラーに関してはこれでよろしいか。

(意見質問なし)

③ 野見山産業について

【議長】

まず、委員の方々の意見をどうぞ。

【委員】

見解に関して、「騒音に係る環境基準を遵守する」とあるが、騒音に係る環境基準について評価する方法は煩雑であるため、実際に会社独自に基準を達成しているのであれば、その方法を知りたいと思う。

次に、「区域外の崩れについては・・・」という見解があるが、この区域外の責任の所在を明らかにし、区域を保有する事業者が責任をもって要件を満たす施工をすべきだと思う。また、耐用年数が、区域外であれば3年未満の仮設構造物で良いのか。「大型土のうについては・・・要件を満たしていない」という意見が記載されているので、どのように要件を満たせるのかというところを教えてほしいと思う。

【委員】

私の意見は、これまでと共通しており、補償に関してになるが、「責任をもって補償する」という簡単な言葉で終わっているので、具体的に補償の流れ等について示してもらいたいと思う。

【議長】

補償の問題は全ての業者に聞きたい。また、騒音の問題も（野見山産業に）聞きたいと思う。

【質問】

先程の仮工事（土のう）の話は何か業者から説明があったのか。

【事務局回答】

大型土のうが東側、南側に置かれている。

区域外の南側の法面について土砂崩れがあっており、復旧までの間、土のうを置くように県の指導が入ったため、南側に土のうを置くこととな

った。この復旧工事については6月の上旬で終る予定と聞いている。東側に置かれている土のうについては、本来は置く必要がないということだが、南側の土のうを見た自治会の会長が、東側にも土のうを置いてほしいと要望したため、東側にも置くこととなった。

将来的には、土のうがどうなるのか分からないが、土のうの中に土地改良の土を入れているとのこと。当然ずっと置いておくとそれが固まり、袋が破れたとしても堤防のような形になる。また、それでも何かあってはいけないので、コンクリートを吹き付けることも考えているとのこと。ただ、これは県との協議ということになるため、将来的にどのように適用されるのかは確定した話しではない。あくまでも現在は仮に置いているということ。

【質問】

今の件については意見がたくさん出ているようである。

法面について、工程表の書き直しの標記があるが、これは速度の問題か、或いは中身が違うということなのか。

【事務局回答】

県に確認したところ、工程表自体を毎月県のほうへ提出させているとのことなので、その中で工事の進捗状況で、工程表が若干変わっているのかもしれない。

【質問】

要するに遅れているということか。

【事務局回答】

そうだと思う。

ただ、盛土高5m毎に1mということは、きちんとやっている。

【議長】

先程の説明で、県の考え方は別にやらなくても大丈夫だが、それを丁寧にやらせているというような考え方に聞こえたが、これも被害が出ると直接皆さんのところへくるのか。(傍聴者への問いかけ)

もし、仮に梅雨になり事故が起きたということになれば、それは皆さんの力で一発で止まるのではないか。止めるべきではないですか。(傍聴者への問いかけ) (業者が) こういう横着なことを言ってる訳だから・・・というふうに思う。だから逆に言うと、今しっかり言っておかないといけないと思う。

坑道の・・・日鉄鉱業との指摘があって・・・これもお尋ねして聞いてみたいと思うところだが・・・。

あとは、よろしいか。

野見山産業については、やはり補償の話と・・・それからここも調整池の問題はあるのかどうか・・・。

【質問】

(傍聴者より)

県の基準では、土砂埋立ての上限は無く、どこまででも置けるようになっていないか。何mという基準はないのではないか。

【事務局回答】

今の話しは、高さの規定の話しで、当初の許可段階よりも9m程下げて計画を練り直しているが、その高さよりも高く積まれていることが問題ということで、住民の方も県のほうを訪ねていたと思う。

県の回答では、あそこは資材置場にするということで土砂の埋立てが行われている。その資材として今の高さよりも高く積まれている分としては、業者が資材として購入した土であれば、その基準がないというような説明。今のところ少し高く積みながら、先程の5m、1mの形状を造られているというところで、高さが計画よりも高くなっており住民が心配しているとの(傍聴者からの)指摘である。

【質問】

(傍聴者より)

人命軽視である。人命に係わるから住民は県まで行っている。(高さの計画を)破ってやっているような悪質業者に対して、市はどうするのか。

【議長】

今の話しは、見解に対する意見として出ていたのか。出ていなければ出してほしいが・・・。(意見として、3ページと5ページに有り)

9m下がったが、現実には高さを超えている。それに対して県側の説明は、超えている部分は資材が置かれているということだが、その資材が土だということ。そういうやりとりですね。

そうすると、住民の皆さん方としては、その置かれている土というのが、資材というのはおかしいという指摘が必要だと思う。一番分かりやすいのは廃棄物を持ってきているというような指摘。そういう指摘があればすぐにでも問題に出来る。ただ、本当にそうだという証拠がある。証拠を押さえないと、資材置場だから資材を置いて何が悪いという議論になりかねない。証拠があれば審議会でも取り上げることができる。

【事務局説明】

資材置場について県に確認をとったが、当然資材であれば、購入しているだろうということで、購入した領収書の確認を行ったと聞いている。

【質問】

資材のことで、廃棄物の関係でも廃棄物か有価物かというような議論がよくなされていたと思うが、資材であれば、置く場所との区別を明確にしないといけないものだと思うが、そこは県が認めているのであれば、線引きをどのようにしているかの資料がないため分からない部分がある。そういう資料があれば、請求してもらいたいと思う。

【議長回答】

ただし、私は住民の皆さん方の努力だと思っている。資材置場かどうか見ておけば良い。動かなければ資材置場ではない。動いてないというような証拠を突きつけることだと思う。増えていっているという証拠。

更に言うと、その証拠を市に提出するとともに県に対し厳しく言うていただく。そのため、業者に聞く話ではなく、皆さん方が証拠をつかむ話したと思う。業者や県に聞いても同じ回答にしかならないため、証拠を突きつけたらどうかということ。

これは、私の意見なので聞き流しても構わない。別にこのとおりのやれと言っている訳ではない・・・。

資材置場というのは昔からの古い議論で、それを打ち破る方法はたったひとつで、資材ではないと言えれば良い。それは一番手っ取り早いと思う。皆さん方のほうで、証拠があるよということであれば言うていただきたい。市のほうへ伝えてもらえれば審議会で議論する。

【質問】

今の話しで、10m下げて事業を行う旨の説明が業者からあったということだが、危ないからということか。それとも景観の問題か。

それとも地域住民の方が反対しているからなのか。単に業者の判断なのか。そのへんを確認していることがあれば教えてほしい。

【事務局回答】

昨年の説明会のなかで、住民の方から危ないという指摘があり、計画を変更したと聞いている。

【質問】

基準としては10m下げなくても許可は下りるということか。

【事務局回答】

最終的に許可が出ていないので、分からない部分はあるが、最初の図面としては、その広さ、その高さで出来るということだったと思う。その後、心配というような意見があったため、量も約半分程になり、高さも10m程減ったというような経過がある。

【質問】

根拠のない高さの下げ方だと思う。それで、本当に安全なのかどうかよく分からない。

【事務局回答】

ひとつの基準となったのが、横にソーラーパネルがあり、そのパネルの高さを基準にして下がったという話がある。

【議長】

今の論点を整理すると、下げた理由が危ないから下げた。危ないのを認めたから下げた。いや、別に危ないとは思っていないが住民の皆さんとの合意があるので下げた。そうすると、それを超えて今置いているのは

約束違反なのか。元々資材置場という話で、資材を置いたので約束違反ではないということであれば、資材ではないだろうというところが勝負になる。

危ないというのを認めて下げたのであれば、資材だろうが何だろうが、上に置いたら危ないという議論になる。ただ、その場合も上に超えている部分が危ないよというのは、それなりの根拠はあると思う。

単に超えているから駄目というのは約束違反の場合。その場合は資材ではなく、土置場として使用しているのではないかという議論になる。

そういう整理になるが、どちらにしる資材と言っているので、資材ではないということをはっきりさせるのが先決だと思う。私は、そんなに難しくなく証明できると思うのでしつこく言っている。

ということで、だいたい時間になったが・・・住民の皆さん方からすると、どうも納得いかない議論になったと思うが、ぜひ、本当に危ないのであれば、一定の根拠について、住民の皆さん方も努力していただきたい。私共も業者のほうから出させるべきものは出させる努力はしたいと思う。

【事務局確認】

馬敷の日本エネルギー総合システムに関しては、1番目に調整池の問題、2番目に温度上昇について、3番目に補償についての3点。

住民説明会に関しては、住民の要望があれば要請していくということで、その際は自治会を通して確認していきたいと思う。

幸袋のノーバル・ソーラーに関しては、調整池の問題、気温の上昇、補償、災害発生時の連絡体制、それから坑道調査の実施の有無ということ。また、関係機関との確認としては河川管理課との再検討の必要性というところを確認していくよう考えている。説明会の開催については、協議をしているため、これは継続して行う。

筑穂元吉の野見山産業については、補償の問題と騒音の問題を再度確認し、資材については、県が言っている資材として認められるのかどうかというのを市としても一緒に協議をしていく。

以上で良いか。

(意見質問なし)

(3. その他の意見もなし)

<p>会 議 資 料</p>	<p>意見様式「飯塚市自然環境保全条例に基づく見解に対する意見について」 (事業者名：日本エネルギー総合システム株式会社) 意見様式「飯塚市自然環境保全条例に基づく見解に対する意見について」 (事業者名：合同会社ノーバル・ソーラー) 意見様式「飯塚市自然環境保全条例に基づく見解に対する意見について」 (事業者名：野見山産業株式会社)</p>
<p>公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 21 人)</p>
<p>そ の 他</p>	